

令和元年 6月 3日
四国地方整備局

工事における競争参加者の事務手続きの負担軽減について(第2弾)

【概要】

今回、「災害時の復旧支援体制の確保」に関して、事前の船舶保有の申請により、船舶保有確認書を交付することとします。これにより、工事競争参加資格確認資料申請の都度に提出して頂く資料作成等の負担軽減を行います。

(参考)

四国地方整備局では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)及び「四国地方整備局における総合評価方式の実施方針」に基づき、平成18年度より、原則、一般競争入札の総合評価落札方式を適用しているところです。

この総合評価落札方式において、「災害時の復旧支援体制の確保」として、港湾工事に使用する船舶(浚渫船、起重機船等)を保有する企業に加点点評価をしていますが、このために、工事の競争参加を申請する都度に評価に必要な関係資料を提出して頂いている現状となっています。

第1弾としては、平成28年度に「災害時における緊急復旧等の実績」に関して、事前の実績確認申請を頂いて、確認書を交付することにより、資料の作成等の負担軽減を行っております。詳細につきましては下記リンク先よりご参照ください。

(第1弾参照リンク先 : <http://www.skr.mlit.go.jp/pres/h28backnum/index.html>)

「平成28年4月22日 工事における競争参加者の事務手続きの負担軽減について」をクリックしてください。)

【申請の方法等】

「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書交付申請要領(四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定)に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により船舶保有と確認したものに対して、船舶保有確認書を交付します。

これにより、工事の競争参加を申請する都度に作成・提出していた各種資料に代えて、この船舶保有確認書と競争参加資格確認申請時に保有形態(自社保有、共同保有又は傭船の契約(協定)期間)が継続されていることの誓約書のみを添付提出して頂ければ良いこととなります。

なお、この船舶保有確認書は、四国地方整備局(港湾空港関係)が発注する工事の競争参加資格確認資料にのみ適用するものです。

<本件に関する問い合わせ先>

国土交通省四国地方整備局港湾空港部

技術審査官 西岡 正則

品質確保室長 高木 耕造 ○品質確保室課長補佐 山下 祥央

※○：主たる問い合わせ先

TEL : (087) 811-8328 (直通)

現状:【～令和元年9月30日(公告)まで】

(様式-6) **災害時の復旧支援体制の確保**

工事名: ○○○○工事

会社名: _____

船種(※1)	
船名(※1)	
船籍港 又は 定係港 (※2)	
所有者(※3)	
保有形態(※3)	

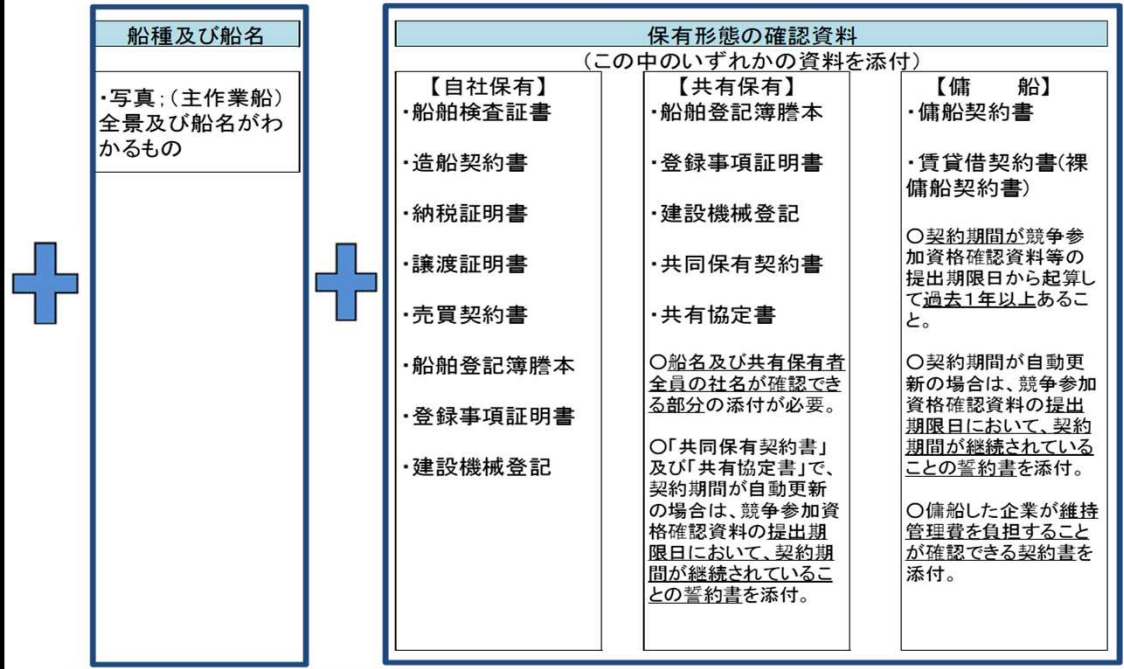
四国地方整備局管内に、船籍港又は定係港を有する主作業船1隻について作成し、以下の証明できる資料(写)を添付すること。
なお、添付内容に不足がある場合は、認めない場合がある。

(※1)主作業船の「船種」及び「船名」に係る証明は、以下によるものとする。
・主作業船の写真(主作業船の全景及び船名がわかるもの)を添付すること。

(※2)四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する、主作業船の「船籍港又は定係港」を記載すること。

(※3)主作業船の「所有者」及び「保有形態」に係る証明は、以下によるものとする。
自社が保有する主作業船舶は、自社保有船舶の他に、共有船舶、備船契約船舶(契約期間が競争参加資格確認資料の提出期限日から起算して過去1年以上あること)も可。なお、備船契約の場合は、備船した企業が維持管理費を負担する契約であること。

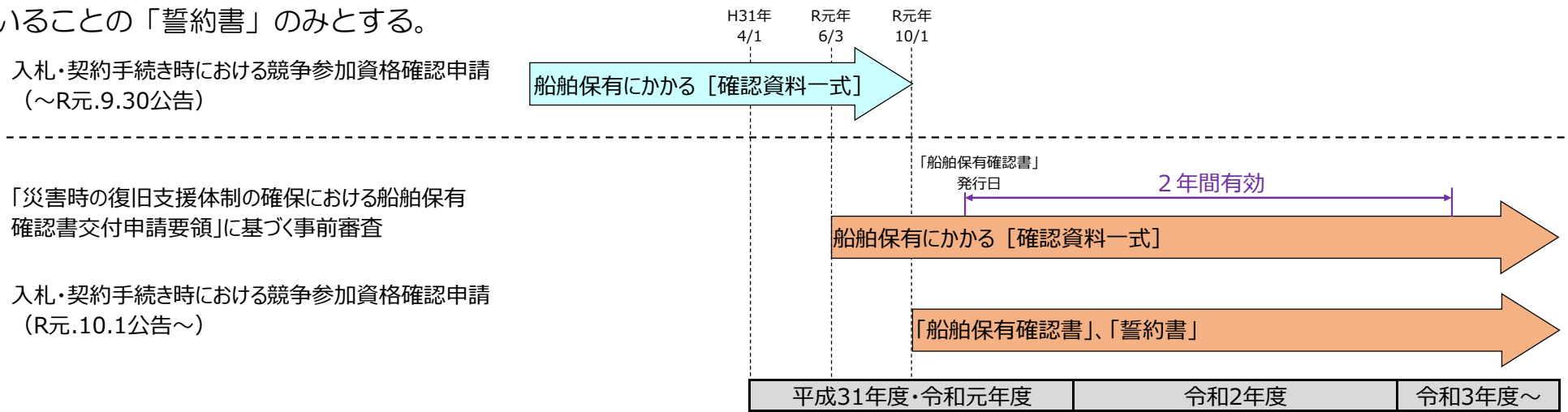
- 主作業船が自社保有の場合は、所有者が確認できる資料として「船舶検査証書」「造船契約書」「納税証明書」「譲渡証明書」「売買契約書」「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」のいずれかの写しを添付すること。
- 主作業船が共有船の場合は、所有者が確認できる資料として「船舶登記簿謄本」「登録事項証明書」「建設機械登記」「共同保有契約書」「共有協定書」のいずれかの写し(船名に加え、共有保有者全員の社名が確認できる部分)を添付すること。なお、「共同保有契約書」及び「共有協定書」において契約(協定)期間が自動更新の場合で、契約(協定)書に記載されている契約(協定)期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約(協定)期間が継続されていることの誓約書(様式-6別紙)を添付すること。
- 主作業船が備船の場合は、備船した企業が維持管理費を負担する契約であること及び契約期間が競争参加資格確認資料等の提出期限日から起算して過去1年以上あることが確認できる「備船契約書」「賃貸借契約書(裸備船契約書)」のいずれかの写しを添付すること。
なお、契約期間が自動更新の場合で、契約書に記載されている契約期間末日が競争参加資格確認資料の提出期限日より短いものは、競争参加資格確認資料の提出期限日において契約期間が継続されていることの誓約書(様式-6別紙)を添付すること。



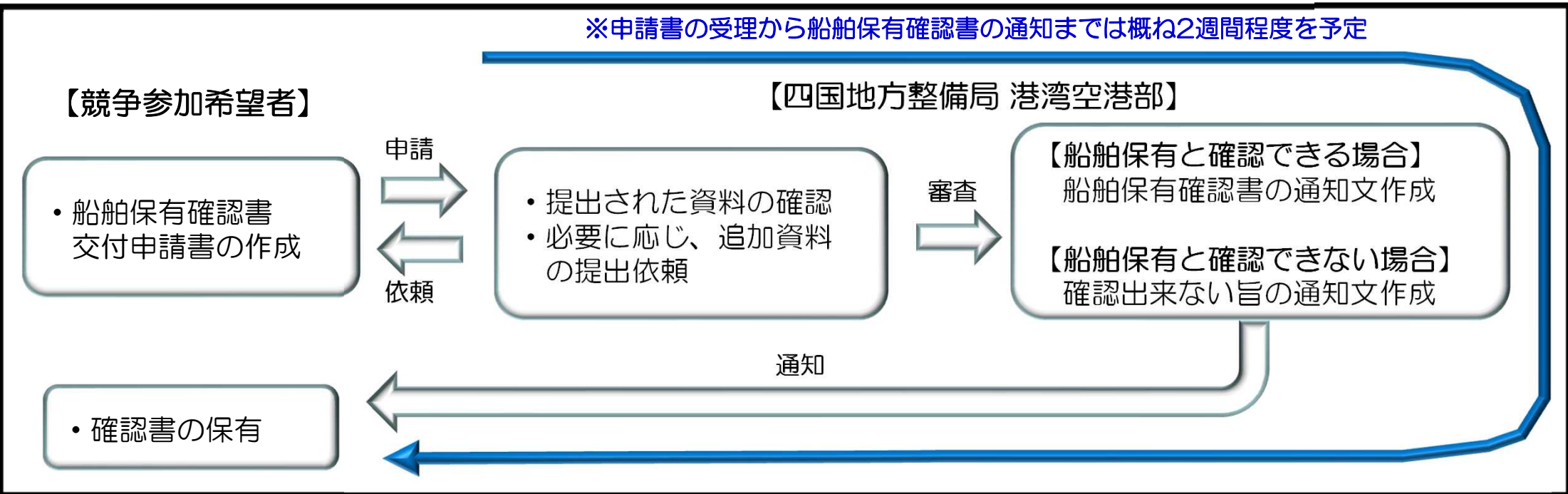
入札・契約手続時において、船舶保有にかかる[確認資料一式]を申請資料に添付

【令和元年10月1日(公告)以降】

評価基準に示されている船舶保有状況を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に提出していた確認資料に代えて、事前審査で発行する「船舶保有確認書」及び競争参加資格確認申請時に保有形態（自社保有、共同保有又は傭船の契約（協定）期間）が継続されていることの「誓約書」のみとする。



【申請の方法（申請のフロー図）】



【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室に提出してください。なお、船舶保有の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、資料の追加をお願いする場合があります。

(資料不足等による資料の不備で、船舶保有確認書が交付されないことはありません)

● 交付申請書類の概要

- 交付申請書（様式1及び様式2）
[主作業船の船種及び船名についての確認資料]
- 主作業船の全景及び船名が判読可能な写真（写真は複数枚でも可とする）
[主作業船の所有者及び保有形態についての確認資料]
- 主作業船が自社保有、共同保有、傭船かによって確認資料が変わってきます。
[船籍港又は定係港の確認資料]
- 申請船舶に係る船籍又は定係港が四国地方整備局管内であることの誓約書（様式4）

※詳細は「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 令和元年6月3日）」を四国地方整備局（港湾空港部）のホームページに掲載しますので、参照ください。

【ホームページのアドレス】

<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

【交付する船舶保有確認書の例】

●船舶保有と確認できる場合

国四整品確第〇〇号
令和〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の船舶が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領（令和元年6月3日）に示される「船舶保有」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

記

主作業船種別

船舶名称

保有形態

船籍港・定係港

【船舶保有確認書の有効期限】
四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定「災害時の復旧支援体制の確保」における船舶保有確認書交付申請要領第10条（船舶保有の有効期限）
船舶保有確認書を交付した日から2年間を有効期限とする。

●船舶保有と確認できない場合

国四整品確第〇〇号
令和〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

船舶保有の確認に関する通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の船舶は、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領（令和元年6月3日）に示す「船舶保有」と確認できないことを通知する。

記

船舶名称

船舶保有と確認できない理由

- ・ 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領第〇条第〇項に該当しない。
- ・ 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時の復旧支援体制の確保における船舶保有確認書交付申請要領第〇条第〇項により確認できない。
- ・ その他